

2014年3月

会員の皆様へ

株式会社ビューカード

会員規約改定のご案内

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたびコンプライアンスの確保及びお取引条件の変更等に伴い、2014年4月1日より会員規約の一部を下記のとおり改定させていただきます。つきましては、誠にお手数ですがご高覧いただき内容をご了承のうえ、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

■ 主な改定内容

1 コンプライアンスの確保を目的として以下の条文を改めます。

- ・ 会員が反社会的勢力に該当しないことを表明確約する条項を追加します。… 第1条関係
- ・ 第1条の改定に伴い、会員資格の喪失及びカードの利用停止等の条項について内容を改めます。… 第21条関係

2 その他、以下の条文等を改めます。

- ・ 通信サービス料金等継続的に発生する各種ご利用料金の決済に関する条項、現金化を目的としたカード利用を禁止する条項等を追加します。… 第9条関係
- ・ 条文中に「カード使用者」の文言を追加します。… 第9条、第12条、第13条及び第15条関係
- ・ 「利用限度額」を「利用可能枠」に改めます。… 第10条関係
- ・ 弊社の判断によるカード再発行に関する条項を追加します。… 第19条関係
- ・ カード再発行手数料に消費税等を含むことを明記します。… 第19条関係
- ・ 期限の利益喪失の事由について内容を改めます。… 第22条関係
- ・ 会員からカード使用者への規約変更事項の周知に関する文言を追加します。… 第24条関係

※ 上記1、2は主な改定内容の要約です。実際の改定内容については次頁以降をご覧ください。

■ 改定箇所について

改定となる箇所の現行と改定後の条文の比較は以下のとおりです。

現行	改定後
<p>第1条（会員資格及びカード使用者） （中略）</p> <p>3 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時の確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、入会をお断りし、又はカードの利用をお断りすることがあります。</p>	<p>※下線部分が追加または変更となった箇所となります。</p> <p>第1条（会員資格及びカード使用者） （中略）</p> <p>3 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時の確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、入会をお断りし、又はカードの利用をお断りすることがあります。</p> <p>4 <u>会員（会員の役員・従業員等又は会員を実質的に支配しもしくは経営に影響力を行使できる者を含む）、カード使用者及び連帯保証人は、次の各号を確約します。</u> （1）<u>現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業に属する者 ⑤総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等 ⑥その他①から⑤に準ずる者</u> （2）<u>自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないこと。①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為 ⑤その他①から④に準ずる行為</u></p>
<p>第7条（年会費）</p> <p>会員は、当社に対し、所定の期日に年会費（消費税を含む。）を支払うものとします。なお、年会費は理由のいかんを問わず返還いたしません。</p>	<p>第7条（年会費）</p> <p>会員は、当社に対し、所定の期日に年会費（消費税等を含みます。）を支払うものとします。なお、年会費は理由のいかんを問わず返還いたしません。</p>
<p>第9条（カードの利用）</p> <p>1 カード使用者は、カードを提示し所定の伝票にカードと同一の自己の署名を行うことにより、次の各号に定める商品等を購入すること及びサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）ができます。 （1）当社の指定する窓口及び指定席券売機等（以下「カード取扱窓口」といいます。）で乗車券・定期券・宿泊券等（以下「乗車券類等」といいます。）を購入すること及びサービスの提供を受けること。 （2）当社と契約している加盟店及び当社が提携したクレジットカード会社が加盟するビザ・ワールドワイド（以下「Visa」といいます。）に加盟する他のクレジットカード会社・金融機関と契約した日本国内外の提携会社加盟店（以下「加盟店」といいます。）で商品を購入すること及びサービスの提供を受けること。 （中略）</p> <p>3 カード取扱窓口でカードにより購入された乗車券類等の取消又は変更は、カード取扱窓口でお取扱いたします。 （中略）</p> <p>4 会員は、カードの利用により生じた加盟店の会員に対する</p>	<p>第9条（カードの利用）</p> <p>1 <u>カード使用者は、カードを提示し所定の伝票（以下「売上票」といいます。）にカードと同一の自己の署名を行うことにより、当社と契約している加盟店及び当社が提携したクレジットカード会社が加盟するビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド（以下「Visa」といいます。）に加盟する他のクレジットカード会社・金融機関と契約した日本国内外の提携会社加盟店（以下「加盟店」といいます。）で商品を購入すること及びサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）ができます。</u> （中略）</p> <p>3 <u>当社の指定する窓口及び指定席券売機等（以下「カード取扱窓口」といいます。）でカードにより購入された乗車券・定期券・宿泊券等（以下「乗車券類等」といいます。）の取消又は変更は、カード取扱窓口でお取扱いたします。</u> （中略）</p> <p>4 会員及びカード使用者は、カードの利用により生じた加盟</p>

債権の任意な時期及び方法による譲渡について次のいずれの場合についてもあらかじめ承認するものとします。また債権譲渡について加盟店・クレジットカード会社・金融機関等は会員への通知又は承認の請求を省略するものとします。

(中略)

5 会員及びカード使用者は売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機で、所定の手続きによりカードの利用ができる場合があります。なお、通信販売等当社が特に認めた場合には、会員は当社が指定する方法に従い、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

6 カードショッピングが外国通貨建ての場合、当社所定の方法により、円貨に換算した金額のお支払いとなります。

7 会員及びカード使用者が当社が指定した箇所、支払方法又は用途以外の利用をした場合で、第4項により当社が債権譲渡を受けた場合には、第11条に定める方法によりご利用代金を請求するものとします。

8 会員及びカード使用者のお支払い実績などを勘案し、当社は会員に通知することなくカードの利用をお断りする場合があります。

第10条 (利用限度額)

1 カードの利用限度額は、当社が定めた金額とし会員及びカード使用者に通知します。会員及びカード使用者のお支払い実績等を勘案し当社が必要と認めた場合は、当社は会員及びカード使用者に通知することなくいつでも利用限度額を変更できるものとします。

2 会員及びカード使用者は、当社が承認した場合を除き、利用限度額を超えてカードを使用してはならないものとします。また当社の承認を得ずに利用限度額を超えてカードを使

店の会員に対する債権の任意な時期及び方法による譲渡について次のいずれの場合についてもあらかじめ承認するものとします。また債権譲渡について加盟店・クレジットカード会社・金融機関等は会員及びカード使用者への通知又は承認の請求を省略するものとします。

(中略)

5 会員及びカード使用者は、前項の加盟店が立替払契約の場合、当社を通じて当社と提携したクレジットカード会社及びVisaに加盟するクレジットカード会社が、加盟店に対して立替払いすることを委託するものとします。

6 会員及びカード使用者は売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機で、所定の手続きによりカードの利用ができる場合があります。なお、通信販売等当社が特に認めた場合には、会員及びカード使用者は当社が指定する方法に従い、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

7 会員及びカード使用者は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段として、カードを利用することができます。この場合において、カード番号や有効期限等に変更があったとき、退会その他の事由による会員資格の喪失等によりカードが無効になったときは、会員及びカード使用者自ら加盟店に通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員及びカード使用者が負担するものとします。ただし、当該加盟店の要請によりカード情報の変更情報等を当社が加盟店に通知することがあることを、会員及びカード使用者はあらかじめ承諾するものとします。

8 カードショッピングが外国通貨建ての場合、Visaで決済処理を行った時点での所定レートに、海外取引に関する事務処理費用として1.63%を加算したレートで、円貨に換算した金額のお支払いとなります。

9 会員及びカード使用者が当社が指定した箇所、支払方法又は用途以外の利用をした場合で、第4項により当社が債権譲渡を受けた場合には、第11条に定める方法によりご利用代金を請求するものとします。

10 会員及びカード使用者のお支払い実績などを勘案し、当社は会員及びカード使用者に通知することなくカードの利用をお断りする場合があります。

11 会員及びカード使用者は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入又は役務の提供等にカードを利用することはできません。

第10条 (利用可能枠)

1 カードの利用可能枠は、当社が定めた金額とし会員及びカード使用者に通知します。会員及びカード使用者のお支払い実績等を勘案し当社が必要と認めた場合は、当社は会員及びカード使用者に通知することなくいつでも利用可能枠を変更できるものとします。

2 会員及びカード使用者は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。また当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使

<p>用した場合は、利用限度額を超えた金額を一括して直ちに お支払いいただきます。</p> <p>第12条（お支払い内容等）</p> <p>当社は会員に対しカード利用によるお支払い金等を請求するときは、あらかじめ利用内容明細書を会員の届出住所宛に送付します。お支払い内容等については、会員が利用内容明細書を受け取った後1週間以内に特にお申し出のない限り承認されたものとみなします。</p> <p>第13条（お支払い金の充当方法）</p> <p>会員のお支払いいただいた金額が、カード利用による支払金等を完済させるに足りないときは、会員へ通知せずに当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。</p> <p>第15条（商品の引取り及び評価・充当）</p> <p>1 会員及びカード使用者が第21条及び第22条のいずれかに該当したときは、当社は留保した所有権に基づき乗車券類等及び商品を引き取ることができるものとします。</p> <p>2 会員は、当社が前項により乗車券類等を引き取ったときは、払い戻し相当価格、また、商品を引き取ったときは、会員と当社が協議の上決定した相当な価格をもって、本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは会員及び当社の間で直ちに精算するものとします。</p> <p>第19条（カードの再発行）</p> <p>カードは、紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。なお、この場合、当社所定の再発行手数料を負担していただくことがあります。</p> <p>第21条（退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却） （中略）</p> <p>3 当社は、会員、カード使用者又は連帯保証人（以下「会員等」といいます。）が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知、催告なくして会員資格の喪失、カードの利用停止、利用限度額の変更等の処置をとることがあります。これらの場合、会員又は当該カード使用者は当社からカードの返却、一時預かりを求められたときは、これに応じただき</p>	<p>用した場合は、利用可能枠を超えた金額を一括して直ちに お支払いいただきます。</p> <p>第12条（お支払い内容等）</p> <p>当社は、<u>会員に対し、カード利用による支払金等</u>を請求するときは、あらかじめ利用内容明細書を会員の届出住所宛に送付します。お支払い内容等については、<u>利用内容明細書を受け取った後1週間以内に特にお申し出のない限り、会員及びカード使用者により承認されたものとみなします。</u></p> <p>第13条（お支払い金の充当方法）</p> <p>会員及びカード使用者のお支払いいただいた金額が、カード利用による支払金等を完済させるに足りないときは、<u>会員及びカード使用者へ通知せずに当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。</u></p> <p>第15条（商品の引取り及び評価・充当）</p> <p>1 <u>会員若しくはカード使用者について第21条及び第22条のいずれかの規定が適用されたとき又は連帯保証人について第21条第3項及び第4項のいずれかの規定が適用されたときは、</u>当社は留保した所有権に基づき乗車券類等及び商品を引き取ることができるものとします。</p> <p>2 <u>会員及びカード使用者は、</u>当社が前項により乗車券類等を引き取ったときは、払い戻し相当価格、また、商品を引き取ったときは、<u>会員と当社が協議の上決定した相当な価格をもって、本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは会員及びカード使用者並びに当社の間で直ちに精算するものとします。</u></p> <p>第19条（カードの再発行）</p> <p>1 <u>カードは、紛失、盗難、毀損、滅失等で会員及びカード使用者がカードの再発行を希望したときは、当社が認めた場合に限り再発行いたします。</u></p> <p>2 <u>前項によりカードの再発行を行う場合は、当社所定の再発行手数料（消費税等を含みます。）を負担していただくことがあります。ただし、カードの管理において会員及びカード使用者の責に帰すべき事由がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。</u></p> <p>3 <u>当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号を変更してカードの再発行ができるものとし、会員及びカード使用者はあらかじめこれを承認するものとします。</u></p> <p>第21条（退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却） （中略）</p> <p>3 当社は、会員、カード使用者又は連帯保証人（以下「会員等」といいます。）が次の各号のいずれかに該当した場合には、<u>何らの通知、催告なくして会員資格を喪失させることができるものとします。当社からカードの返却を求められたときは、会員又は当該カード使用者はこれに応じるものとします。</u></p>
---	---

<p>ます。 (中略)</p> <p>(3) 本申込み及びカード利用につき、虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>(4) 第20条に違反する等、会員等の責に帰すべき事由により会員又はカード使用者の所在が不明となり、当社からの会員等への連絡が不可能であると判断したとき。</p> <p>(5) 会員等が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等もしくはこれらの関係者等又はその他反社会的勢力であると判明したとき。</p> <p>(6) その他カードの利用状況が適切でない又は信義に反すると認められるとき。</p> <p>4 前項の処置は、店舗等を通じて行うなど、当社所定の方法により行うものとします。</p> <p>5 会員が退会した場合、当社の請求により残債務の全額を直ちにお支払いいただくことがあります。なお会員は、そのカードに関して生じた一切の利用代金等についてそのお支払いの責を負うものとします。</p> <p>第22条 (期限の利益喪失)</p> <p>1 会員が次のいずれかの事由に該当したときは当然に期限の利益を失い、直ちに本規約に基づく一切の債務の全額をお支払いいただきます。</p> <p>(1) 当社に対する債務を約定支払日までに支払わなかったとき。 (中略)</p> <p>(3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(4) 破産、民事再生手続、特別清算、会社更生の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>2 会員が次のいずれかの事由に該当したときは当社からの請求により期限の利益を失い、直ちに本規約に基づく一切の債</p>	<p>(中略)</p> <p>(3) 会員等の信用状態が著しく悪化し、又は悪化するおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(4) 本申込み及びカード利用につき、虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>(5) 第20条に違反する等、会員等の責に帰すべき事由により会員又はカード使用者の所在が不明となり、当社からの会員等への連絡が不可能であると判断したとき。</p> <p>(6) 会員等が第1条第4項(1)①から⑥のいずれかであると判明したとき。</p> <p>(7) 会員等が第1条第4項(2)①から⑤のいずれかの行為を行ったとき。</p> <p>(8) その他カードの利用状況が適切でない、又は信義に反すると認められるとき。</p> <p>4 当社は、会員等が前項の各号のいずれか又は次の各号のいずれかに該当した場合には、会員又はカード使用者に通知することなくカードの利用を停止、利用可能枠の変更等の処置をすることができるものとします。当社からカードの返却、一時預かりを求められたときは、会員又はカード使用者はこれに応じるものとします。</p> <p>(1) 短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審であると判断したとき。</p> <p>(2) 会員等が第1条第4項(1)①から⑥のいずれかに該当する疑いがあると当社が認めたとき。</p> <p>(3) 会員等が第1条第4項(2)①から⑤のいずれかの行為を行った疑いがあると当社が認めたとき。</p> <p>5 第3項及び前項の処置は、店舗等を通じて行うなど、当社所定の方法により行うものとします。</p> <p>6 会員が退会した場合又は会員資格を喪失した場合、会員は当社の請求により残債務の全額を直ちにお支払いいただくことがあります。なお会員は、そのカードに関して生じた一切の利用代金等についてそのお支払いの責を負うものとします。</p> <p>第22条 (期限の利益喪失)</p> <p>1 会員が次のいずれかの事由に該当したときは当然に期限の利益を失い、直ちに本規約に基づく一切の債務の全額をお支払いいただきます。</p> <p>(1) 本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。 (中略)</p> <p>(3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は<u>租税の滞納処分</u>を受けたとき。</p> <p>(4) 破産手続開始、<u>民事再生手続開始</u>、<u>特別清算開始</u>、<u>会社更生手続開始</u>の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>2 会員が次のいずれかの事由に該当したときは当社からの請求により期限の利益を失い、直ちに本規約に基づく一切の債</p>
--	--

<p>務の全額をお支払いいただきます。</p> <p>(1) 商品の購入が会員にとって商行為となる場合で、会員が支払いを遅滞したとき。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。</p> <p>(以下略)</p>	<p>務の全額をお支払いいただきます。</p> <p>(1) <u>会員が支払いを遅滞したとき。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) <u>本規約上の義務に違反したとき。</u></p> <p>(以下略)</p>
<p>第24条 (規約の変更)</p> <p>当社は本規約を変更する場合は、あらかじめ会員、カード使用者及び連帯保証人にその旨を通知又は告知します。会員又はカード使用者がその後にカードをご利用された場合は、会員・カード使用者及び連帯保証人は変更事項を承認されたものとします。</p>	<p>第24条 (規約の変更)</p> <p><u>1 当社は、本規約について必要に応じて変更する場合があります。</u></p> <p><u>2 当社は、本規約を変更する場合は、あらかじめ会員にその旨を通知又は告知し、会員はカード使用者に変更事項を周知するものとします。会員又はカード使用者がその後にカードをご利用された場合は、会員及びカード使用者は変更事項を承認されたものとみなされ、変更後の内容のみが適用されます。</u></p>

なお、会員規約全文をご希望の場合は、弊社ホームページ (<http://www.jreast.co.jp/card/>) をご覧いただくか、ビューカードセンターまでお申し出くださいますようお願い申し上げます。また、ご不明な点がございましたら、ビューカードセンターまでお問い合わせください。

以上

■本件についてのお問い合わせ

ビューカードセンター 03-5334-1235 受付時間 9:00-17:30